

羽生市告示 乙 第 154 号

令和 8 年度 市県民税納税通知書の公示送達について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、別紙のとおり告示します。

標記書類は、税務課に保管してありますので、受領の際はお申し出ください。なお、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した場合には、当該書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 6 月 10 日

羽 生 市 長 河 田 晃 明

